

第三者評価結果

事業所名：屏風ゆめの森保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a

<コメント>
 全体的な計画は、児童憲章、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ作成しています。さらに、法人7園園長・保育長・主任を中心に保育方針や保育目標に基づき、「私たちの目指す保育」を掲げ、総則、保育の内容、健康及び安全、子育て支援など140余頁に渡り、詳細に作成しています。法人の計画を基に、子どもの発達過程や家庭状況、地域の特性、実態などを考慮して園の全体的な計画(ダイジェスト版)を作成しています。全体的な計画は、私たちの目指す保育、年齢ごとの保育計画、育みたい資質・能力、保育所の社会的役割、保育の内容、実施に関する留意すべき事項など具体的な内容を記載しています。年度末の全職員が参加する会議で1年の振り返りを話し合い、園の全体的な計画は、見直しをして、次の作成に生かしています。全体的な計画「私たちの目指す保育」は、入職時に配布され、ダイジェスト版は園内に掲示すると共に保護者にも配布して周知しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a

<コメント>
 保育室は、エアコンや加湿器を使用し、2方向の窓を開け、こまめに換気をして、室温・湿度は適切な状態を保ち、大きな掃き出し窓から採光がとられています。衛生管理マニュアルに沿って設備・用具の衛生管理に努め、安全点検チェック表を用いて清掃・環境整備を行っています。寝具は年4回布団乾燥を行っています。室内遊具は次亜塩素酸水やオゾン除菌脱臭器を用いて毎日消毒を行っています。家具は、けがの予防の為、角が丸い物を採用し、子どもの発達や活動内容に合わせ、サークルや机、マットなどを使用してコーナーを作り、子どもがくつろぎ落ち着いて遊べるよう工夫しています。また、クールダウンする場として別室や衝立、パーテーション等でプライベートな空間を作り活用しています。食事や睡眠など心地よい生活空間を確保しています。手洗い場やトイレ、シャワーは、清潔に保たれ、子どもが利用しやすい動線になるよう配慮しています。また、幼児クラスの手洗い場の蛇口は非接触型の自動のものに変更するなど安全への工夫をしています。

A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
---	---

<コメント>
 入園前面談で家庭での状況を聞き、日々の保育の中で発達状況を確認し、一人ひとりの子どもの様子や特徴など個人差を把握するようにしています。職員は、会議を通して情報を共有し、個々の発達の状況を尊重した保育を実施しています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、子どもの思いを受け止め、寄り添った保育を心掛けています。上手に自分を表現できない子どもには、子どもの表情や仕草から気持ちを汲み取り、スキンシップを心がけ、いつもと違うサインを見逃さないよう努めています。園長は日頃から余裕をもって保育するよう職員に伝え、ゆとりを持って保育ができる状況を作るよう心掛けています。子ども一人ひとりの気持ちを受け止め、子どもの人格を傷つけたり、否定するような言動はしないよう年度初めに確認して、子どもにわかりやすい言葉で穏やかに話しています。また、毎年、全職員で人権研修を行い、日頃の保育を振り返る機会を作り、せかす言葉や制止する言葉は不必要に用いないようにしています。

A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
---	---

<コメント>
 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣が身につけられるよう配慮しています。保育士は、食事や排泄、着替えなどの場面で個々の子どもの発達状況に合わせて、職員間で話し合っって対応しています。また、子どものやろうとする意欲を尊重して援助できるよう、一人ひとりを把握するよう努めています。基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、着脱などそれぞれが互いに刺激を受け、自分からやりたい気持ちになった時にやりやすい方法を伝えて援助しています。保育士は、生活習慣の自立を各年齢の指導計画で明確にして、日々の保育の中で、子どもたちが積み重ねて身に付くよう働きかけています。活動と休息のバランスが保てるよう1日の保育を組み立てています。毎月の保健指導や三者(看護師・栄養士・保育士)連携保健指導等で生活習慣を身につけることの大切さを、子どもの年齢に応じて話しています。

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもたちが主体的に活動できるよう年齢や発達に応じて興味や関心を持って取組める環境を整備しています。幼児クラスは、自由な想像力を発揮して製作できるよう大小様々な廃材を用意しています。日当たりの良い園庭では、ゆったりと好きな遊びを楽しみ、近隣や公園に出かけるなど戸外で遊ぶ環境を確保しています。また、季節ごとの自然との触れ合いを大切に、散歩や生き物の飼育、植物の栽培等に取り組んでいます。「しなやかな心と体づくりプロジェクト」では、リズムや様々な体育遊びを取り入れたサーキット遊び等を取り入れることで、子どもの転倒によるけがが減っています。また、横浜市体育協会の体育指導も実施しています。友だちと関わる活動を意識して取り入れており、幼児クラスは、夕涼み会で披露した龍の制作や秘密基地作りなど、子どもたちが友だちと協同して取組めるよう援助しています。パネルシアターや模擬横断歩道を用いて警察から交通ルールの指導を受けています。散歩では地域の人と挨拶を交わし、地域探検や買い物探検を通して地域の人と触れ合っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 毎日の連絡帳の内容を確認し、子どもの様子を把握してその日の活動に反映しています。また、看護師が一人ひとりの子どもの健康状態を観察しています。少人数保育でゆったりと応答的に関わりながら信頼関係を築くことを大切に保育を行っています。日々の睡眠の保障や授乳など個別の対応により、子どもは安定して過ごし、スキンシップを通して心地よさなど保育士と愛着関係が持てるよう配慮しています。子どもが興味と関心を持つことができるよう、月齢差を考慮しながら、手先・指先遊びから全身運動機能の発達を促す遊びを取り入れた保育を行っています。保護者とは、送迎時や連絡帳を用いて情報を共有しています。また、離乳食は味付けや形状、固さなど最初に提供する時に保護者に見て確認してもらい、その後は咀嚼力や飲み込みなど状況を見ながら相談して進めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 保育士は、子どもの月齢差を考慮して関り、無理強いすることなく、子どもがやってみようとする意欲を引き出すよう、時間にゆとりを持ち、待つ姿勢で根気よく対応しています。園庭や散歩で自然に触れ、自由に動ける嬉しさから探索活動が盛んになり、実力以上を望む年齢であることを踏まえ、安全を考慮しつつ、要求を満たせる活動を工夫しています。また、子どもの遊びや興味を考慮した手作り玩具を作り、保育環境を整え、机上の遊びと動きのある遊びなど自主的に活動できるようにしています。園長は子どもの自らの育ちが大切であることを職員に伝え、情報を共有しています。保育士は、友だち同士の関わりが持てるよう働きかけ、一人ひとりに適した声掛けをしています。保護者とは、日々の送迎時や連絡帳を用いて情報共有し、さらに個々の状況に応じて個別対応をしています。トイレトレーニングなどは、個別に連携を図って無理なく進めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもたちの意見から興味関心をもとに、行事や活動に繋げています。行事に向けての取組の中で、子どもたちは協力することの大切さや、喜びを共有することの嬉しさを積み重ね、仲間意識の育ちを大切にしています。園は、年上の子どもへの憧れや年下の子どもへの優しさやいたわりの気持ちが育つよう、年長児が中心となって取組む遠足など異年齢交流保育を行っています。3歳児の保育に関しては、色々なことに興味を持つ時期で、5歳児クラスの刺激を受けて自分達もやってみたく玩具を5歳児クラスから借り、できたことに自信を持って活動しています。4歳児の保育に関しては、友だちと楽しみながら遊び、「ひみつの会議」を設け、廃材を使った自分たちの空間作りを楽しんでいます。5歳児の保育に関しては、話し合う機会を多く持つ事で協調性を持ち、自分たちで決めて夕涼み会で使用する龍を作りました。保護者には、日々の保育や行事をドキュメンテーションやホームページで伝えていきます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園舎は、バリアフリー構造になっていて、エレベーター、多目的トイレを備えています。障害のある子どもに配慮した個別指導計画は、クラス活動と関連して子どもがどのように関わることができるか考慮に入れて作成しています。計画に基づき、子どもの状況と成長に応じて、絵カードを使用し、イラストやジェスチャー等、個々の子どもに合わせた保育を行っています。まわり子どもたちは、障害についてそれぞれの特性、個性として受け入れ、保育士は、一緒に育つよう配慮しています。保護者とは、子どもの情報を共有し、気持ちに寄り添い、共に考える姿勢を大事にして必要に応じて面談を行い指導計画に反映しています。横浜市南部地域療育センターの巡回訪問を受け、助言をもらい保育に生かしています。職員は、「療育センターのしくみ」についてビデオ研修し、会議や特別支援研修など、個々の特性や関わり方等の情報を共有しています。保育所の保護者は、園から取組を聞き、日頃の様子を見て、子どもにあたたかい声かけをするなど障害のある子どもの保育について理解を示してくれています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 全体的な計画と年齢ごとの年間指導計画に長時間にわたる保育の取組、配慮事項が記載されていて、職員は共通認識を持って保育にあたっています。朝夕の時間は、日中とは違う玩具、環境で遊べるよう玩具の入れ替えを行い、ゆったりと過ごせる環境を整え、安心に繋がるよういつも同じ職員で対応しています。また、子どもの希望によって、朝の遊びの継続を夕方にもできるようにしています。子どもの状況に応じて、年齢、月齢、またその日の体調を考慮し、ゆったりとすごせるよう配慮しています。特に0,1歳児は、眠くなったら寝る環境を整えています。現在、補食の希望者はいませんが、提供の用意はあります。保育士間の引き継ぎは、連絡ノートや連絡メモを使用して行っていて、保護者との連携は担任がいない時間帯も他の職員が対応できるようにしています。なお、場合によっては、担任が残り、直接伝えることもあります。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 全体的な計画、5歳児年間指導計画に小学校との連携、就学に向けての事項を設けています。さらに、アプローチカリキュラムでは、育むべき資質・能力、活動の柱と主な活動、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿の具体的な配慮事項と環境構成等が記載され、それに基づいた保育を行っています。子どもたちは、小学校を訪問して小学生と交流し、様々な物を見たり、話を聞いたりしています。また、小学校から送られた生活や給食の様子の写真などを見ている。コロナ禍では、保護者が小学校以降の見通しを持つ機会として、保護者からの就学に向けた質問を小学校から書面で回答してもらっていましたが、今年度は1月の懇談会で状況に応じて直接話を聞く機会を設ける予定です。幼保小教育交流事業に参加し、幼保小連絡会に出席して情報交換を行っています。5歳児担任が保育所児童保育要録を作成し、園長が確認しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理 【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」を整備して、子どもの健康状態を把握しています。受け入れ時と午睡後に検温を行い体調の観察を行っています。また、看護師が各クラスを巡回して一人ひとりの子どもの健康状態を確認して、園長に報告しています。子どもの体調の変化やけがは、直ちに主任・園長に報告し、看護師が処置にあたります。必要に応じて保護者に電話で状況を伝え、降園時に事後の対応を話し合い、次の登園時に確認をしています。職員会議で子どもの健康状態に関する情報を伝えています。保護者に既往症や予防接種の状況などを児童健康台帳に記載してもらい、1年に1度更新してもらっています。看護師が毎月発行する「ほけんだより」で保護者に健康に関する方針や取組、情報を伝えています。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、午睡センサーを導入して睡眠チェックするなど必要な取組を行っています。保護者に対して、SIDSに関する必要な情報提供を行っています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 年2回の健康診断と歯科健診が行われ、結果は児童健康台帳に記載し、職員間で共有しています。保護者には、健康ノートで個別に伝えると共に「ほけんだより」で全体に伝えています。看護師が作成した保健年間計画は、目標・配慮・保健行事・保健指導などが具体的に示され、歯科健診に関連して、歯の健康や磨き方などを保健指導で伝えています。また、毎月行われる保健指導では、「風邪に負けない丈夫な体」など具体的に、子どもたちが理解できるよう絵本や紙芝居などを用いて伝えています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもに対して「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、子どもの状況に応じた適切な対応をしています。食物アレルギーについては、「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、医師の記入した「アレルギー疾患等生活管理指導表」に従って、除去食を提供しています。保護者とは、毎月献立表を事前に確認してもらい、連携を図っています。全職員が確認できるよう一覧表にして、アレルギー確認ボード、確認表を使用して、複数の職員で確認して提供しています。食器とトレイはアレルギーの種類毎に色を変え、誤食が起きないようにしています。他の子どもにどうして食べられないのかを年齢に応じて理解できるよう話しています。職員はアレルギー対応のオンライン研修を受講しています。また、救急対応訓練にて、アナフィラキシーを起こした時の対応やエピペンの使用方法を確認しています。園のアレルギー疾患や慢性疾患等についての取組は「保育園のしおり」で伝えています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 子どもたちが、食に関する豊かな経験ができるよう、年間指導計画・月間指導計画に「食育」の項を設け、保育に反映しています。栄養士と保育士は連携して子どもが食材や調理に興味関心が持てるようにしています。トウモロコシやそら豆の皮むきを手伝ったり、収穫したりと季節の食材に触れています。5歳児はバケツ田んぼで稲を育て、脱穀、もみ殻取りまでの多くの過程を学び経験しています。食器は陶器を使用し、乳児クラスはすくい易い形状になっていて、年齢に応じた食器や食具を使用しています。保育士は、子どもの発達に合わせ、声掛けしながら適切な援助をしています。幼児は、自己申告で減らしてもらい、頑張る一口は残しています。乳児は一口でも食べられたら褒め、量を調整して完食の喜びを感じられるようにしています。保護者には、給食だよりで献立のレシピや子どもの食生活に関する取組を伝えています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 法人の保育園栄養士で統一献立を作成しています。季節感を大切に旬の食材を使い、季節の行事に合わせた献立を取り入れていきます。また、子どもが無理なく食べやすいことを考慮に入れ、食べられる物を増やしたいと1ヶ月毎日違う献立を採用しています。毎月の食育・給食会議で喫食状況や離乳食の進み具合、嗜好状況を把握して、咀嚼力などを配慮した食材の切り方や味付けなど調理の工夫を次に生かしています。子どもたちは育てた野菜を給食室に運び、調理してもらうことで、食べる意欲が増えています。給食室の作業する姿が良く見え、子どもと給食職員が関わる環境になっています。さらに栄養士は、食育や三者連携保健指導で体を作る栄養に関して話をしている、5歳児クラスは、献立をみて、食材を三色食品群に分けることができます。給食室の衛生管理は「衛生管理マニュアル」に沿って適切に対応しています。HACCPに基づいて温度管理を徹底しています。特に、冷ました後の温度管理に気を配っています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 登園時に家庭での様子を聞き、降園時にその日の子どもの様子を伝え、保護者と日常的な情報交換をしています。乳児クラスは、連絡帳を用いて家庭と園の連続性を考慮して情報交換をしています。保護者には、園だよりやクラスだよりで保育の内容について伝えていきます。さらに年度初めの保護者懇談会で園長と担任から、年間目標や保育計画、現在のクラスの様子と一年間のこれからの取組などパワーポイントを使用して、わかりやすく伝えていきます。子どもの様子は、園だよりやクラスだより、クラスの活動の様子「今日の保育」などで保護者に知らせていきます。職員は、ドキュメンテーションの作り方の研修を受け、テーマ・ねらい・活動内容を写真で示した「今日の保育」を作成して掲示し、更に、成長過程が分かるようファイリングし、保護者が手に取って見られるように置いています。また、個人面談や行事など様々な機会を活用して子どもの成長を共有できるよう支援しています。個人面談など保護者との情報内容は記録しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 職員は、毎日の送迎時に、保護者と気持ちよく挨拶を交わし、普段の何気ない会話を大切にコミュニケーションを図り、信頼関係が築けるよう努めています。保育園のしおりにも「保育園と保護者の連携について」に「心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください」と記載し、相談に応じる体制があります。保護者とは、日頃から話しやすい雰囲気作りを心がけ、連絡帳や会話などでいつもと違い、気になる時は園から声をかけるなどして相談に応じています。個人面談は、保護者の就労に配慮して夕方、土曜日など個別に対応しています。また、保育士、看護師、栄養士の専門性を生かして保護者に具体的な支援や助言を行っています。相談の際は、プライバシーが守られる環境を用意し、落ち着いた話しができるよう配慮しています。相談を受けた職員が適切な対応ができるよう、報告を受けた園長、主任から助言を受けられる体制になっています。相談内容は記録し、継続してフォローができるよう努めています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント> 職員は、朝の受け入れ時の観察や登降園時の保護者の対応、着替えの際の観察など虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう、状況の把握に努めています。「虐待防止マニュアル」を整備しており、虐待等権利侵害が疑わしいと感じた時は、園長に報告し、職員間で情報を共有し、継続的に観察をしていつでも専門機関に相談できる体制を整えています。必要と思われる保護者に対しては、話しをすることで安心してもらえるよう定期的に話しを聞く機会を持っています。職員は、虐待に関する研修を受講し、年度初めに「虐待予防マニュアル」を確認しています。また、法人は今年度から「要保護児対策地域協議会」に参加する予定です。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント> 年間指導計画、月間指導計画などの指導計画や保育日誌などの記録は、振り返りを文章化できる書式になっており、自己評価は意図とした保育のねらいが達成されたか記入しています。さらに、子どもの成長や個々の子どもの意欲、その取り組む姿勢を重視して記載しています。職員会議で月間指導計画の振り返りを行い、課題や翌月の目標を話し合い、振り返りを次の計画に繋げています。また、年間指導計画は、期ごとに振り返りをし、毎日の保育日誌の振り返りは園長が確認しています。週案、日誌、月間指導計画などは、クラス内で振り返りを行う中で、日々の保育で良かった点を認め合い、改善へのアドバイスなど互いの話し合いが意識の向上に繋がっています。自己評価は、保育の良し悪しや出来不出来を判定する物でなく、次のより良い実践に繋げるために行うことを職員に周知して取組んでいます。保育士等の自己評価を年度末にまとめ、園の自己評価に繋げています。</p>	